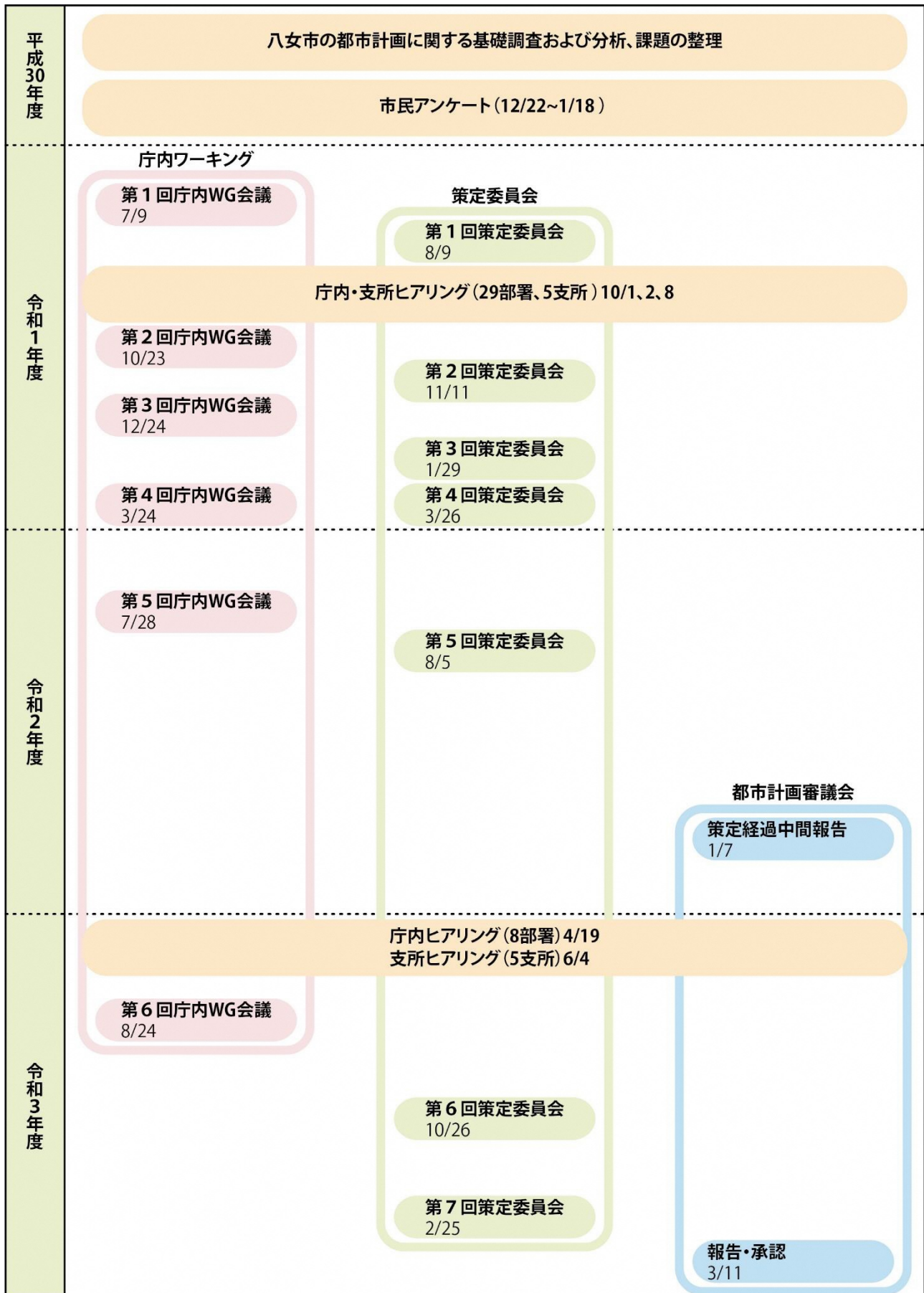


## 資料編

### 都市計画マスタープランの策定経緯・用語集

---

## 都市計画マスタープランの策定経緯



○ 八女市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会の委員構成

区 分	所 属
学識経験者	保健医療経営大学 保健医療経営学部
商工業関係	八女市商工会
行政機関	福岡県都市計画課
福祉関係	八女市社会福祉協議会
商工業関係	八女商工会議所
子育て関係	子ども・子育て会議
住宅関係	福岡県宅地建物取引業協会 県南支部
医療関係	八女筑後医師会
農業関係	福岡八女農業協同組合
教育関係	八女市 PTA 連合会
まちづくり関係	未来づくり協議会
市民関係	八女商工会議所青年部

(順不同、敬称略)

○ 庁内ワーキングの委員構成

財政課の代表	農業振興課の代表
防災安全課の代表	上下水道局の代表
企画政策課の代表	学校教育課の代表
新庁舎建設課の代表	スポーツ振興課の代表
商工振興課の代表	社会教育課の代表
企業誘致課の代表	文化振興課の代表
定住対策課の代表	黒木支所の代表
観光振興課の代表	立花支所の代表
環境課の代表	上陽支所の代表
福祉課の代表	矢部支所の代表
子育て支援課の代表	星野支所の代表
健康推進課の代表	建設課の代表
介護長寿課の代表	

## 用語集

◆あ行		
空き家バンク	・空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家をこれから利用・活用したい方に紹介する制度。	P160
◆か行		
関係人口	・移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。	P58
既存コミュニティ	・以前から存在する社会における生活共同体。住んでいる地域や学校、職場、あるいは思想、価値観や趣味、利害関係など、共有する要素のもとに集まる人間のグループ。	P75
既存ストック	・市街地において、これまでに整備された道路・公園・下水道等のインフラ施設、または学校・病院・住宅・商業施設・工業施設等の建築物等。	P75
救急指定病院	・消防法2条9項により1964年の「救急病院等を定める省令(昭和39年2月20日厚生省令第8号)」に基づき、都道府県知事が告示し指定する病院。救急告示病院ともいう。	P32
共助	・地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと。	P75
行政コスト	・国・地方公共団体・特殊法人などの行政機関が行政サービスを提供するために消費した費用。	P49
黒木地区町並み保存協議会	・保存地区内の修理・修景事業の円滑な推進を図る諸活動(講演会、先進地視察)を行う団体。	P6
交通結節点	・人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所、複数の交通モード間の不連続点のこと。ハブとも呼ばれる。	P90
◆さ行		
災害時要援護者	・高齢者や障がい者など、災害時の避難行動や避難所などでの生活が困難な方。	P161
自然的土地利用	・田畑などの農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えたものを指す。	P13
社会減	・転出者が転入者を上回ることによって生じる人口の減少。	P18
浚渫(しゅんせつ)	・水底をさらって土砂などを取り除くこと。	P138
商業販売額	・「卸売業」と「小売業」を合わせた販売額のこと。	P26
自助	・災害が発生したときに、自分自身の身の安全を守ること。	P75
準都市計画区域	・都市計画区域外の区域において、市街化が進行すると見込まれる場合に、土地利用を規制するために設ける区域。	P14

重要伝統的建造物群保存地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保護法に規定され、伝統的建造物群と一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために、市町村が定める地区。</li> <li>略語として「伝建地区」と表記する場合もある。</li> </ul>	P6
<b>◆た行</b>		
多核連携型	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域的な拠点機能や都市機能を交通網に合わせて配置し、周辺市町村、また近隣市町村相互が補完・連携を強化すること。</li> </ul>	P81
第1次産業／第2次産業／第3次産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1次産業は、自然界に対してはたらきかけ、作物を作ったり、採取する産業で、農業、林業、漁業など。第2次産業は、自然界からとったりした物を使って加工する産業で、工業や建設業、鉱業。第3次産業は、第1次産業、第2次産業のどちらにも当てはまらない産業で商業、金融業、運輸業、情報通信業、サービス業など。</li> </ul>	P24
地域コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民相互が関わり合い、交流が行われている地域社会。</li> </ul>	P10
地価公示	<ul style="list-style-type: none"> <li>地価公示法に基づき、国土交通省による土地鑑定委員会が毎年1回、1月1日時点における標準地の1㎡あたりの地価を公表すること。</li> </ul>	P51
筑後ネットワーク田園都市圏	<ul style="list-style-type: none"> <li>筑後地域の特性を活かしながら、人口の集中により都市機能が集積した都市ではなく、自然に囲まれたゆとりのある田園都市空間の形成を目指す構想。</li> </ul>	P74
中心市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>商業や移住、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、地域の文化と歴史を育んできた地域のこと。</li> </ul>	P11
低未利用地	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡って、利用されていない空間、もしくは、周辺地域の土地利用状況に比べて、利用の程度が低い空間。</li> </ul>	P82
デマンド交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な路線バスやタクシーと異なり、利用者が電話で予約し、乗り場や行き先を指定し利用できる乗り合いの交通手段。本市では、予約型乗り合いタクシー「ふる里タクシー」を運行している。</li> </ul>	P89
都市機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市において生活を営むうえで必要な機能。例えば「居住機能」「工業生産機能」「物流機能」「商業業務機能」「行政機能」「文化機能」「レクリエーション機能」などのほか、「自然機能」や「農業機能」も都市機能に含む。</li> </ul>	P9
都市計画区域マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法第6条の2の規定に基づき、都道府県が広域的見地から定める都市計画の基本的な方針。</li> </ul>	P1
都市計画道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。</li> </ul>	P27
都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市の健全な発展等を目的とする法律。</li> </ul>	P1
都市計画マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法第18条の2の規定に基づき、市町村が都市づくりの目標やそれらを実現していくための取組を定める基本的な方針。</li> </ul>	P1
都市的土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用のこと。</li> </ul>	P13
都道府県地価	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土利用計画法による土地取引の規制を適正に実施するため、国土利用計画法施行令第9条にもとづき、都道府県知事が毎年9月下旬に公表する土地評価。</li> </ul>	P51

◆な行		
農業振興地域	・市町村の農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域。	P84
◆は行		
複合的土地利用	・商業、業務、文化、研究開発、住居など多様な機能が共存し、効率や利便性を相乗的に高めることができる土地利用のこと。	P85
パーク＆ライド	・自宅から最寄り駅またはバス停まで自家用車等で行き、そこから、バスや鉄道などの公共交通機関を利用して目的地まで向かう移動方式。	P46
◆や行		
八女市公共施設等総合管理計画	・厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることをふまえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新や統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的とした計画。	P50
八女市文化的景観計画	・八女市の景観をいかした地域の活性化を第一に、景観を支える環境の保全や地域文化の継承に取り組み、景観を守り育む人々が誇りと愛着をもって定住する伝統と躍動の文化都市の実現を目的とする計画。	P77
ユニバーサルデザイン	・国籍や年齢、性別、言語、文化の違い、障がいの有無、能力の差等を問わず、すべての人が利用できることを目指して、わかりやすさ、使いやすさ等に配慮したデザインのこと。また、その考え方のこと。	P89
用途地域	・将来目指すべき市街地の姿の実現に向け、地域の土地利用の現状と動向、道路等の公共施設の整備状況、住環境への影響等を総合的に勘案し、建築物の用途、形態等を制限する地域のことで、現在13種類に分類されている。	P14
予約型乗合タクシー	・予約があったときに、予約があった区間だけを運行し、複数の利用者が乗り合いで利用するタクシーのこと。	P45
◆ら行		
ライフサイクルコスト	・製品や構造物などの費用を、調達・製造～使用～廃棄の段階をトータルして考えたもの。初期建設費であるイニシャルコストと、エネルギー費、保全費、改修、更新費などのランニングコストにより構成される。	P159
◆アルファベット		
COOL CHOICE	・2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組のこと。	P161
DID 地区	・市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km <sup>2</sup> 以上の基本単位区が互いに隣接し、あわせて人口5,000人以上となる地区のこと。人口集中地区ともいう。	P61